令和5年4月25日大分県人事委員会

1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

| 職種 | 採用予定者数 | 職務內容 |
|---------|--------|----------------------------------|
| | | 主として、県立高等技術専門校において、造園に関する学科及び実 |
| 職業訓練指導員 | 1名 | 技に関する普通職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労 |
| (造園) | | 働省令第24号)第9条に規定する職業訓練)に相当する指導業務に従 |
| | | 事します。 |
| | | また、商工観光労働部の本庁における職業能力開発等に関する業務 |
| | | に従事することもあります。 |

2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する人であること。

- (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた者
- (2) 学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した者 大分県人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者
- (3) 普通職業訓練における職業訓練指導員資格(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例(平成24年大分県条例第72号)第9条)のいずれかに該当する者又は令和6年3月31日までに該当見込みの者(別紙参照)で、造園科の職業訓練指導員免許を有する者又は令和6年3月31日までに当該免許を取得見込みの者
- (4) 地方公務員法第16条及び職業能力開発促進法第28条第5項に該当しない者
- (5) 令和6年4月1日以降の採用に応じられる者
- ※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- ※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない者の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

3 選考方法、日時等

| 区 分 | 選考項目 | 選考の内容 | 日 時 | 場所 |
|---------------------------------|------------|--|-------------------------|--|
| 第 1 次選考(全員受験) | | 職務の遂行に必要な論理性、表現力等についての筆記試験 専門的知識、能力及び技術等についての記述式による筆記試験 ※出題分野:造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・地方計画含む。)、造園関連基礎等 | 試験時間 | 日田高等技術専門校 (日田市朝日ヶ丘576- 10) To 0973-22-0789 (自動車での来場及 び駐車もできます。) |
| 第2次選考 第1次選考 に合格者 の み受験 | 面 接 (320点) | (1)公務員としての適格性 (2)専門的知識 についての 個別面接 | 令和5年8月8日(火) ※時間は別途連絡 | 大分県市町村会館 (大分市大手町2-3- 12) ※詳細は別途連絡 |

- (注) 1 論文試験及び専門試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。実技試験は、原則として遅刻を認めません。
 - 2 第1次選考の合格通知(連絡)は、7月28日(金)に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行 うこととします。合格者発表は専用サイトのマイページ内でお伝えします。また、合格者の受験番号は、「大分県 職員採用ポータル」に掲載します。必ず「大分県職員採用ポータル」にて合否を確認してください。
 - 3 受験者数の状況によっては、面接試験の実施日・会場等を変更する場合があります。

4 選考結果の情報提供

<u>受験者は、第1次選考</u>及び第2次選考の選考項目別得点、総合得点及び総合順位を合格発表日以降に閲覧することができ

ます(口頭による開示請求に基づく簡易開示は行いません。)。 なお、選考項目には合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得 点及び総合順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

| 区分 | 閲覧できる者 | 閲覧できる内容 | 閲 覧 期 間 | 閲覧の方法 |
|-------|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------------|
| 第1次選考 | 第1次選考不合格者 (途中棄権者を除く。) | 選考項目別得点、 総合得点及び総合 | 合格発表の日から起算して1 か月間 | 合格発表の日以降に専用 サイトのマイページ内で |
| 第2次選考 | 第1次選考合格者 | 順位 | | お伝えします。 |

5 受験申込手続き

| (1)受付期間 | 〇令和5年4月25日(火)~6月16日(金) <u>午後5時15分</u> 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けします。 |
|-----------------------------------|---|
| (2) インターネットによる申込み | る前に、(3)のインターネットの申込みの前に準備するデータを、申込みを行うパソコン 又はスマートフォンに保存しておいてください。 ○「大分県職員採用ポータル」から、「職業訓練指導員(造園)」にアクセスし、申込画面上 の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください(ご使用の機種や環境によっては、利 用できないことがあります。)。スマートフォン等をご利用の場合は、左の2次元コードか らアクセスすることもできます。 ○ 申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を専用サイトのマイページ内に 送信するので、必ず、確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局 まで連絡してください。 ○システムの操作等でご不明な点がありましたら、大分県人事委員会事務局(097-506-5222: 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日は除く。))にお問い合わせ |
| (3) インターネット の申込みの前に準備 するデータ | (ださい。 ①顔写真データ ・申込前6か月以内に写した上半身脱帽正面向きのもの ・写真の大きさは「縦4:横3」の比率が基本です。 推奨サイズは、「560Pixe1×420Pixe1」もしくは「600Pixe1×450Pixe1」です。 ・ 画像のファイル形式は「JPEG」、「JPG」又は「PNG」で、画像のファイル名は |
| | 『顔写真(受験者氏名)』としてください。 例:顔写真(大分太郎) ②高等学校等の卒業(見込)証明書の画像データ ・上記「2受験資格」の(2)に該当することが証明できる高等学校等の卒業(見込)証明書をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ ・PDFデータのファイル名は、『卒業(見込)証明書(受験者氏名)』としてください。例:卒業(見込)証明書(大分太郎) ③職業訓練指導員免許証(免許保有者のみ)の画像データ ・造園科の職業訓練指導員免許証をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ |
| (4)受験票の送付 | ・PDFデータのファイル名は、『職業訓練指導員免許証(受験者氏名)』としてください。 〇6月22日(木)までに、専用サイトのマイページ内に送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。 ※6月23日(金)時点で受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。 |

6 採用時期

令和6年4月1日以降

7 給与

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が35歳で、高校卒業後民間企業等に おける職務経験年数が17年の場合、月額295,800円程度です。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が勤務条件に応じて支給されます。

なお、例示した月額は令和5年4月1日現在のもので、職歴のある者は、条件に応じて加算されます。

8 問合・連絡先

大分県人事委員会事務局 大分市大手町2丁目3番12号(〒870-0022) 電話 097-506-5222 「大分県職員採用ポータル」https://oita-recruit.com



9 その他

送付された受験票は、選考当日に必ず持ってきてください。 昼食は各自で準備してください。 (別紙)

普通職業訓練における職業訓練指導員資格

(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例第9条)

造園分野において、次の各号のいずれかに該当する者又は令和6年3月31日までに該当見込みの者

- ー 職業訓練指導員免許を受けた者
- 二 次の各号のいずれかに該当する者 (職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあっては、職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則(以下「規則」という。)で定める講習を修了したものに限る。)
 - イ 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する普通職業訓練に係る教科 (以下この条において単に「教科」という。)に関し、応用課程又は特定応用課 程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、そ の後三年以上の実務の経験を有するもの
 - ハ 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務 の経験を有するもの
 - 二 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、 その後五年以上の実務の経験を有するもの
 - ホ 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
 - へ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者
 - ※ 造園科に関する職業訓練指導員試験を11~12月中旬に行う予定です。 なお、指導員試験の主な受験資格者は、高等学校以上を卒業し5年以上の実 務経験を有する者、日田高等技術専門校ガーデンエクステリア科を修了し、2 年以上の実務経験を有する者、造園に関する技能検定2級合格者などです。
 - 〇職業訓練指導員資格に関するお問合せ先 商工観光労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班 (電話: 097-506-3328)